居住費（滞在費）・食費の負担軽減について

令和３年８月１日現在

１　入所サービス（短期入所・介護予防短期入所を含む。）を利用されますと、サービス費の１割若しくは２割又は３割が利用者負担となります。

２　上記１以外に、「居住費（滞在費）・食費」を負担いただきます。

３　上記２の「居住費（滞在費）・食費」については、世帯員の市民税の課税状況等により、負担額が軽減されます。軽減後の負担限度額は次のとおりです。

段　階		対　象　者	１日当たり負担限度額（円）		
			多床室 居住費(滞在費)	食費	
				入所利用	短期入所
第 1 段階		生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税が非課税の人	0	300	300
第 2 段階		市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	370	390	600
第 3 段階	①	市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越120万円以下の人	370	650	1,000
	②	市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	370	1,360	1,300
第 4 段階以上		上記以外の人	377	1,445	1,445

４　上記３の第１段階から第３段階に該当する世帯の方は、市・町の介護保険担当課へ問合せのうえ、該当すれば「介護保険負担限度額認定証」の交付申請をしてください。

問合せ先：西脇市長寿福祉課 介護保険担当　　電話　２２－３１１１

５　「介護保険負担限度額認定証」を提出いただきますと、「居住費（滞在費）・食費」を減額いたします。

※　なお、「居住費（滞在費）・食費」の軽減世帯に該当する場合でも、事前に「介護保険負担限度額認定証」の提示がない場合は軽減されませんのでご注意ください。

西脇市立老人保健施設「しばざくら荘」